○〇団体会則（案）

1. 名称

この会の名称は、○○とし、事務局は○○に置くこととする。

1. 目的

この会は、○○公園を地域コミュニティーの場として活用し、行政と協働して○○公園の維持管理活動（及び運営）を行うことを目的とする

1. 活動内容

この会は、地元管理運営マニュアルに基づき、次の活動を行うものとする。

1. 清掃・除草（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
2. くずかごのごみ処理（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
3. 砂場内のごみの除去（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
4. 破損遊具等の連絡（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
5. 不法投棄物の連絡（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
6. 事故時の連絡（※公園緑地愛護会または管理運営協議会のみ記載）
7. 街路樹等の保護及び育成（※街路樹愛護会のみ記載）
8. 街路樹等の周辺の除草（※街路樹愛護会のみ記載）
9. 街路樹等の周辺の清掃（※街路樹愛護会のみ記載）
10. 街路樹等に関する連絡（※街路樹愛護会のみ記載）
11. 樹木の下枝落し（※管理運営協議会のみ記載）
12. 低木の刈り込み（※管理運営協議会のみ記載）
13. 花壇の維持管理（※管理運営協議会のみ記載）
14. 公園施設の軽易な補修（※管理運営協議会のみ記載）
15. 町内会等が主催する行事の利用調整（※管理運営協議会のみ記載）
16. 公園利用者からの利用申し入れに関する調整（※管理運営協議会のみ記載）

…

1. 会の構成

この会は○○、△△（例：町内会、公園利用者）等の代表者によって組織するものとする

1. 役員

この会を運営するため、次の役員を置き役員会を構成する

（１）会　　長 １名

（２）副会長 １名

（３）会計 １名以上

（４）会計監査 ２名以上

第６条　役員の選任及び任期

1. 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
2. 会計及び会計監査は、会の活動に賛同する地元住民のうちから会長が指名する者をもって充てる。
3. 役員の任期は、「団体設立届・役員名簿」を市長に提出した日から〇年間とするただし、途中で選任された役員等の任期は、残任期間とする。
4. 役員は再任することができる

第７条　役員の任務

1. 会長は、会務を総括し会を代表する
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはその職務を代行する
3. 役員は、管理組合や自治会の活動を通じて協議会の運営に協力する

第８条　会議

会は、総会及び役員会を年1回開催し、会長が招集しその議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

1. 活動計画
2. 報奨金に関する事項
3. 役員の選任及び解任に関する事項
4. 会則等の改正に関する事項

第９条　財源

１．会の経費は、川崎市からの報奨金、○○補助金の収入をもってこれにあてる。

２．この会の会計年度は４月１日から３月３１日までとする

第１０条　会則の変更

会則の変更は総会の決議を経て行う

付則

この会の会則は令和〇年〇月〇日に制定、同日から施行する